

# 皆様！まもなくはじまります！**受動喫煙対策**はお済みですか？



## 飲食店・オフィス・事業所のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、多くの人が利用する全ての施設は、**原則屋内禁煙**となります。

### 病院・学校

学校、児童福祉施設、病院・診療所、  
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から  
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。



### 飲食店

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用室の設置も可能です。

### オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル、旅館、旅客運送事業  
船舶、鉄道、その他すべての施設

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用室の設置も可能です。

### ▽ 飲食店についての経過措置 ▽

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、**経過措置**があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



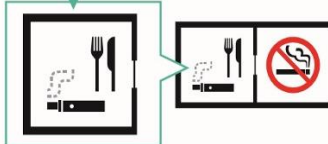
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

※①届出が必要です。下記をご確認ください。

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置\*だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。\*省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は 下段HPへ。



喫煙室の  
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満は  
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員への  
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



違反時の罰則  
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

※屋外に喫煙場所を設置する場合、設置場所の**配慮義務**があります(例えば、出入口付近に設置しないなど)。配慮がなされていない場合は法律違反となり指導対象となりますのでご注意ください。

詳しい情報はこちらへ <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>



なくそう！望まない受動喫煙



※①喫煙可能室設置届出書の届出が必要です。詳しくは下記 URL もしくは右 QR コードからご確認ください。  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1572410802807/index.html> (奈良市ホームページ)



★奈良市では終日全面禁煙を実施しており登録していただいた施設を奈良市ホームページで公開するとともに右ステッカーをお渡ししています！詳しくは下記 URL もしくは右 QR コードからご確認ください。  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1398402271548/index.html> (奈良市禁煙おもてなし施設)



【お問合せ先】奈良市健康医療部医療政策課

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター4階 TEL 0742-93-8392 FAX 0742-34-2482